

平成19年1月25日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第57号） *

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】平成19年度予算概算決定における主な担い手対策（vol.3）！

農業用機械・施設等の導入に際しての担い手のメリットの拡大について
担い手に対する農地の集団的な利用集積の促進について

【2】地域の話題等

品目横断的経営安定対策の推進体制の整備により法人化が促進

（北陸農政局発）

【1】平成19年度予算概算決定における主な担い手対策（vol.3）！

今号でも、平成19年度予算概算決定における主な担い手対策について、詳細をご説明します。（3週にわたってご紹介してきましたが、今号が最後です。）

農業用機械・施設等の導入に際しての担い手のメリットの拡大について

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 3,515百万円】

担い手の皆さんが、農業用機械・施設の導入や土地基盤の整備を行う場合に、地域の担い手育成総合支援協議会を通じて投資費用の一部を助成する「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」が平成19年度から新たにスタートします。

従来の設備投資に対する国の補助事業では、共同利用施設でなければならない、助成対象となる機械施設等のメニューが限定的であるなど、担い手の皆さんのニーズに必ずしも十分に対応できていない面もありましたが、この事業では、「個別経営であっても助成対象とする」など、担い手の皆さんのメリットを拡大しています。

〔メリット拡大の内容〕

- ・ 個別経営でも助成対象
- ・ トラクター、コンバインなど現行では助成対象外の農業機械も助成対象
- ・ 農地の取得を除き、設備投資であればほとんどが助成対象
- ・ 担保がなくても融資が受けられる（一定額まで） 等

具体的には、担い手育成総合支援協議会を中心として地域内の農業の構造改革に関する合意形成を図っていただき、地域一体となって地域農業を担うべき担い手の育成・確保に取り組まれる地区を対象として、次の支援を実施します。

(1) 融資主体型補助

担い手の皆さんが主に融資（融資の割合が5割を超えるものが対象）を活用して農業用機械・施設等の導入を行う場合に、整備費用の3/10を上限として助成を行い、自己負担の軽減を図ります。

(2) 追加的信用供与

(1) の融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会による債務保証を充実します。（融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存しない保証枠の拡大）

詳しくは、以下の担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

各地方農政局生産経営流通部構造改善課等

〔TEL：東北農政局022-263-1111（内4084） 関東農政局048-600-0600（内3386）
北陸農政局076-263-2161（内3380） 東海農政局052-201-7271（内2456）
近畿農政局075-451-9161（内2363） 中国四国農政局086-224-4511（内2496）
九州農政局096-353-3561（内4268） 沖縄総合事務局098-866-0031（内362）〕
農林水産省経営局構造改善課〔TEL：03-3501-3768（直）〕

担い手に対する農地の集団的な利用集積の促進について

【担い手農地集積高度化促進事業 2,500百万円】

担い手にとって生産条件や立地条件において望ましい農地が少なく、規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置等を新設します。

【事業内容】

1 農地の団地化に向けた活動の支援

農用地利用改善団体などが、農地をまとまった形で団地化して担い手に集積（面的集積）するため、面的集積の現状・目標や農地の権利移転計画などを内容とする面的集積促進プランを定め、担い手への面的集積を実現した場合、実績に応じ面的集積促進費を農用地利用改善団体などを通じて農地の出し手・受け手などに支払います。

また、より大きな面的集積を実現した場合、より長期の賃貸借契約を結んだ場合、遊休農地を解消した場合などには、基本額に加えて加算額を支払い、担い手のコス

トダウンや地域内の農地の有効活用を積極的に図ろうとする活動を支援します。

【事業実施主体：市町村】

2 農地の出し手・受け手の募集体制の整備

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネットにより農地の売買、貸借などの希望に関する情報を公開し、地域内外から広く農地の出し手・受け手を募集できる仕組み（農地マーケット）を構築します。また、集約した農地情報を地域の農用地利用改善団体などに提供することにより、担い手への農地の面的集積に寄与します。

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

3 効率的な農地利用に向けた支援

現場における農地利用調整のスケジュールに対応し、事業採択申請までの2年以内に利用集積を図った農地に対して、整地、客土、暗渠整備などの簡易な基盤整備を行い、効率的な農地利用を支援します。

【事業実施主体：市町村、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区】

4 市町村等に対するサポート

都道府県段階、全国段階での農地マーケットを構築するとともに、本事業を活用して担い手への農地の利用集積に取り組む市町村等を指導・サポートします。

【事業実施主体：都道府県、都道府県農業会議、(社)全国農地保有合理化協会】

・問い合わせ先：農林水産省経営局構造改善課

(TEL：03-3591-1389(直通))

【2】地域の話題等

品目横断的経営安定対策の推進体制の整備により法人化が促進

(北陸農政局発)

上越市では、市、農業普及指導センター、JAの専任担当で構成する農業経営改善支援センターを設置して、品目横断的経営安定対策に対応した担い手育成に向けた活動を展開しています。

この中で、市は、既に法人化している集落営農組織の取組事例の紹介や法人設立関係書類等の作成を支援し、農業普及指導センターは、経営のシミュレーションや事例紹介を通じて集落リーダーの活動や集落内の合意形成を支援しています。また、JAでは、機械・施設の共同利用調整や複合化に関する助言・指導を行っており、

それぞれが役割分担をしながら集落営農の組織化・法人化に向けた支援を行っています。

また、地域全体の対策への理解を促進するため、市担い手育成総合支援協議会が旧市町村や集落単位に制度を周知した結果、組織化・法人化の機運が更に高まってきました。

これらの推進活動の中で、平成17年度には11集落で法人組織が設立されました。また、本年度は約70集落において法人化が検討され、うち34集落では既に合意形成がなされています。

今後も、品目横断的経営安定対策の加入要件を満たした担い手の水田面積占有率が全体の50%以上となるよう集積を進めるとともに、50以上の新規法人の設立を目標として、担い手育成を推進することとしています。

(問い合わせ先：新潟県経営普及課 025-285-5511 (代))

前号(平成19年1月18日発行・第56号)の【2】地域の話題等の「19年産の畑作物作付け指標の決定について」(北海道庁発)に一部誤りがありましたので訂正いたします。

「19年産の畑作物作付け指標面積についても、去る12月25日に決定しました。」(3～4行目)と記載しましたが、「19年産の畑作物作付け指標面積についても、去る12月25日に「てん菜」を除いて決定しました。」の誤りでした。

訂正してお詫び申し上げます。

< 編集後記 >

今年は、20日が大寒でした。大寒は、二十四節気の一つで、一年で最も寒さの厳しい頃を指すようです。皆様の地域ではいかがでしたか？

そういえば、2月を表す「如月(キサラギ)」も、この頃の寒さを表わしており、衣をさらに着る「衣更着」から来ているとする説があります。

これからますます寒くなりますが、皆様も体調管理にお気をつけ下さい。

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>